



県評しずおか

静岡県労働組合評議会

〒420-0851

静岡市葵区黒金町55番地

交通ビル3階

TEL 054-287-1293

FAX 054-286-7973

Eメール kenpyo@cy.tnc.ne.jp

最低賃金今すぐ1700円

全国一律制度の実現を

2026東海北陸ブロック最賃キャラバン行動

全労連東海北陸地方協議会は、静岡労働局と静岡地方最低賃金審議会に対し6月12日に最賃キャラバンを行いました。要請行動にはブロックの役員4名と静岡県評からは菊池議長はじめ7名が参加し、物価高騰のもと最低賃金をたたきに1700円以上へ引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現を求め13項目にわたる要請や、最賃署名3001筆を提出しました。また、6月26日には、静岡県評として労働局と静岡県に対し要請を行いました。今年の審議会は6月30日に開会し8月12日に答申（引き上げ額）がされる予定です。

中央最低賃金審議会は6月25日、臨時会議を開き、2026年度の最低賃金改定審議に反映させるため「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考案の整理」（以下整理）を、取りまとめました。

審議会の決定が地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切ではない」としています。

しかし、この整理は、地方最低賃金審議会に対し、目安額を大きく上回る答申を行うことを抑制し、中央が一律に目安額に沿った審議を求めるメッセージであり、地方審議会の自主的・主體的な判断を萎縮させることが懸念されます。

多くの地方最低賃金審議会が目安額を上回る答申を行った背景には、物価高騰が長期化するなか、賃金の引き上げが物価上昇に追いつかず、実質賃金が4年連続で低下しているからです。最賃近傍で働く労働者からは、食費や光熱費を切り詰める、受診を控えるなど、必要な支出さえ抑えざるを得ない実態があり「最低賃金を引き上げてほしい」「働けば普通に暮らせる賃金にしてほしい」という労働者・住民の要求があります。また、最低賃金の低さによる就業者の他県への流出や人手不足に対する地域の危機感もあります。目安額を上回る答申は、こうした地域

の実情と要求を踏まえた地方最低賃金審議会の自主的な判断であり、その意向は尊重されるべきです。全労連と各地方組織が実施してきた最低生計費試算調査からは、健康で文化的な生活には時給1800円台から1900円台が必要であり、都市部と地方との間で生計費に大きな格差がないことが明らかになっていいます。それにもかかわらず、最低賃金には依然として大きな地域間格差が残されており、最低生計費と最低賃金との乖離は地方ほど深刻です。このことは、全国一律最低賃金制度の必要性を裏付けるとともに、全労連が掲げてきた「全国一律で今すぐ1700円、めざせ2000円」という要求の妥当性を示しています。

高市政権はこれまで掲げていた最低賃金目標の「2020年代に全国加重平均時給1500円」を「2030年代前半」へ先送りしました。しかし、最低生計費試算調査の結果から見れば、1500円は通過点にすぎず、その早期実現は待たなしの課題です。

物価高騰と実質賃金の低下が続くなかで求められるのは、地方最低賃金審議会への事実上の引き上げ抑制ではなく、すべての「労働者の生活の安定」が図られるように、生計費の実態に立脚した最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の解消です。

保育士の配置基準の見直し求め街頭宣伝

子どもたちにもう一人保育士を



宣伝行動の様子

保育士の配置基準改善を求める「子どもたちにもう一人保育士を」静岡県実行委員会は、6月13日、JR静岡駅北口地下通路で宣伝を行い「もっと子どもたちに向き合える保育を実現したい」とアピールしました。宣伝には保育士らが多数参加しチラシ600枚を配布しました。宣伝では保育士が「全国で『もう一人保育士を』と声を上げたことで、76年ぶりに4歳、5

市内にある保育園の園長は、人手が足りず園長自ら現場をサポートしているとして「配置基準が改善されたとはいえ、まだまだ足りません。せめてもう一人増やしてほしい」と話されました。

最賃署名3001筆を労働局賃金室に手渡す菊池議長



レイバノーツ大会に参加

静岡自治労連 浜松医療センター労組 松本 亜季さん



浜松医療センターで助産師として勤務し、組合の執行委員として活動を始めて3年になります。このたびレイバノーツ大会へ参加する機会をいただき、私自身の組合活動への意識が大きく変わりました。

大会では、国や職場を越えて、労働者としてつながり合えたことに喜びを感じました。互いの経験を語り合い、共感し合い、何度も胸が熱くなりました。

私は助産師として、日々患者さんの思いに寄り添うことを大切にしています。それは医療者みんなが当たり前に実践していることです。一方で、医療者は自分自身のケアを後回しにしてしまうという話があり、共感しました。患者さんのためにという思いは、医療者にとって強みです。しかし、その思いだけで消耗し続けるのではなく「もっと私たちは声を上げていいんだ」と感じました。患者さんのためにも、まずは私たち自身が安心して働ける職場であることが大切だと思いました。

医療者による大規模なストライキ闘争の話も直接聞きましたが、その土台にあったのは組合員一人ひとりとの対話と信頼関係でした。闘い方は違っても、一人ひとりとの対話や信頼関係を積み重ねることは、私たちの組合活動でも同じなのだと気づきました。「まずは現場の声を聞く」その大切さを改めて学び、私が現場から送り出された意味を実感しました。今回の学びを活かし、現場の一人ひとりの声に耳を傾けられる執行委員でありたいと思います。



参加者で記念撮影

静岡県評第79回定期大会

日時：9月26日（土）10：00～

会場：静岡市ロッキーマンセンター3F会議室

住所：静岡市葵区黒金町5番1号

開催方式：オンライン併用にて実施

貸会議室

のご予約・お問い合わせは
一財）国鉄労働会館静岡地方部へ

TEL 054 (285) 4426 FAX 054 (283) 6835

★ 静岡駅南口から徒歩1分
定員14名・30名(各1室)

少人数の打合わせ・会議・講習会におすすめです

高市の改憲策動とたたかう

県革新懇学習講演会

静岡県革新懇は、6月13日、県産業経済会館において、全国革新懇代表世話人で関西学院大学教授の富田宏治さんを迎え学習講演会を開催しました。

富田氏は、この間日本政治をひどく不安定にし、急激な右傾化をもたらすこととなった「岩盤保守層」という存在に焦点をあて、その正体をしっかりと掴むことではじめて、高市暴走政権との対峙の仕方と展望が見えてくると強調しました。

「岩盤保守層」跋扈の背景には、引きつづく実質賃金の低下など深刻な貧困と格差の拡大があり、もはや「自己責任」論では納得できない。



講演する富田さん

「右丸現象」「高市現象」「玉木現象」「斎藤現象」と安倍元首相に替わるヒーローを求めてくり広げられた「岩盤保守層」の「お祭り騒ぎ」の行き着いた先が、高市政権の圧勝と暴走であり、この危険な勢力をいかにして封じ込めるかが、私たちの課題であることが強調されました。ペンライトデモに見られる新たなうねりを発展させ、Vote Left「Tax the Rich! No War」の旗の下、憲法を真ん中にした左派結集によって「岩盤保守層」を封じ込めること、同時に貧困と生き



拡大交流集会の様子

とがある人は51.4%。トラブルの内容で最も多かったのは「仕事内容が事前に聞いていた内容と異なる」が52.0%、次いで「労働条件が異なる」が46.9%、「教育や指導・指示が不十分」が20.1%、「パワハラやモラハラが横行する職場だった」が15.6%。「勤務中に怪我や事故に巻き込まれたが労災認定されなかった」が12.8%となっています。

生活保護費減額は「違法」高裁勝訴
いのちのとりで裁判
7月8日、東京高等裁判所で生存権（いのちのとりで）裁判の判決があり勝利しました。静岡生存権裁判を支援する会一行は、浜松からバスを仕立て直接駆け付けた人を含めて、46名が参加しました。本裁判は、同様の内容の他の裁判が、昨年6月27

鈴木静岡県知事は、7月7日にリニア新幹線静岡工区の着工を容認しました。近く着工に必要な県条例に基づく自然環境保全協定をJR東海と結ぶ方針で

す。7日昼には約70名ほどが県庁前に集まり「調査なしの工事はダメ」「県知事の着工容認は許さない」など抗議の声をあげました。田代ダム取水抑制案についてはトンネル工事により上流部の沢の流量が減ってしまい実施対策案事態が成り立たない可能性があるなど問題は残っています。リニアネット連絡会は、今後も川勝知事が提起した「全量戻し」が確実に実施されるようJR東海と県への働きかけを行うとともに南アルプスの環境保全が保たれるよう調査活動に取り組ま

静岡県労働研究所 No. 106



報告する中村氏

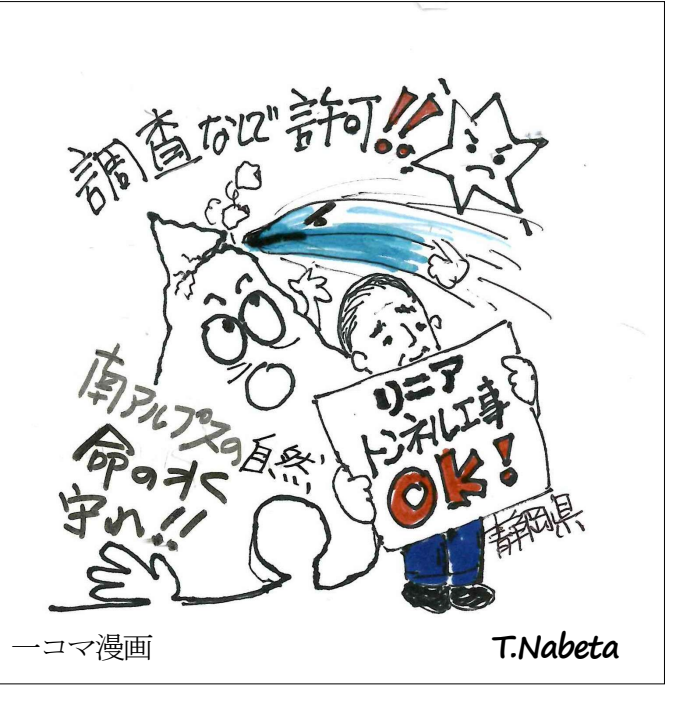
スキマバイトで働く

6月18日「スキマバイトの問題点」と題して中村和雄氏が報告しました。「スキマバイト」とは、スマートフォンアプリ

を利用して、空いた時間に働くという形態です。企業は必要ときだけ人材を雇用することができ、人手不足の解消に役立つとして利用が高まり、一方、労働者にとっても働きたいときだけでなく働いて直ちに収入が得られるとして、従事する人が増加しています。2025年4月時点での「スキマバイト」登録者数は約3400万人に拡大しています。

「スキマバイト」の勤務先でトラブルに遭ったこと

「スキマバイト」を利用し働く労働者は、失



工事着工容認に抗議する人々

加をお願いします。

職場の安全衛生を実現するために 静岡県安全健康センター No. 117

労働安全法違反のブラック企業（2）

前回に続き御前崎のN F株式会社のブラック企業ぶりです。この事業所に産業医が選任されています。第13条で「産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をする」とあります。この事業所は、前項の勧告を受けたときは、当該勧告の内容その他の厚生労働省令で定める事項を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない」とあります。

本件では今年1月19日産業医のK医師が「（労働者Oについて）トラブルの根本的解決がされておらず心因反応が体調不良として具現化している。リスク委員等で具体的な解決案の提示、実施が必要」を与えている。早急に対応を」と具体的な勧告を行っている。2月16日には再度「（Oのストレス低減のため）機械修理を早急に」4月13日には3度目の「機械の不正常が問題。買い替えが必要では」など具体的な提言までしている。しかし、会社はいまだにこれらを無視しています。安全衛生委員会で議論されたこともありません。労働者の健康管理に関する産業医の勧告の無視は違法です。